

舟橋村選挙管理委員会告示第 15 号

投票記載所等の氏名等記載順序のくじを行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 2 項の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における投票所内の投票の記載する場所その他適当な個所に掲示する公職の候補者及び党派別の掲載順序を定めるくじは、次のとおり行う。

令和 7 年 7 月 3 日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝



1. 場 所 舟橋村佛生寺 5 5 番地
 舟橋村選挙管理委員会事務局
2. 日 時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 1 5 分
 付 記 候補者又はその代理は、このくじに立ち会うことができる。